

最終保障供給特例承認申請書

2023年12月4日

中部電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

本 営 発 第 10 号
2023年12月4日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド株式会社

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員
清水 隆一

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024年1月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 16（最終保障電力A）(4)ロ、最終保障供給約款 17（最終保障電力B）(4)ロまたは最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）(3)ロの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，最終保障供給約款 16（最終保障電力A）（4）ロ，最終保障供給約款 17（最終保障電力B）（4）ロまたは最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）（3）ロの電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は，別表（燃料費調整） 1（5）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は，別表（燃料費調整） 1（5）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表 （ 燃 料 費 調 整 ）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4381$$

$$\beta = 0.5545$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価算定用平均市場価格

1 キロワット時あたりの燃料費調整単価算定用平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの約定単価の合計を、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の数により除した額といたします。

なお、燃料費調整単価算定用平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値と

いたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} &= (\text{平均燃料価格} - 42,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000} \\ &+ \text{別表 (燃料費調整) 3 の卸市場単価} - \text{別表 (燃料費調整) 4 の特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(4) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および燃料費調整単価算定用平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023 年 9 月 1 日から 2023 年 11 月 30 日までの期間	2024 年 1 月の検針日から 2024 年 2 月の検針日の前日までの期間
2023 年 10 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの期間	2024 年 2 月の検針日から 2024 年 3 月の検針日の前日までの期間
2023 年 11 月 1 日から 2024 年 1 月 31 日までの期間	2024 年 3 月の検針日から 2024 年 4 月の検針日の前日までの期間
2023 年 12 月 1 日から 2024 年 2 月 29 日までの期間	2024 年 4 月の検針日から 2024 年 5 月の検針日の前日までの期間
2024 年 1 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの期間	2024 年 5 月の検針日から 2024 年 6 月の検針日の前日までの期間

ロ 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、ハの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（当該お客

さまに係る最終保障予備電力を含みます。)で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費調整単価の絶対値を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	19銭6厘
-------------	-------

3 卸市場単価

卸市場単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、卸市場単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{卸市場単価} = (\text{燃料費調整単価算定用平均市場価格} - 19 \text{ 円 } 37 \text{ 銭}) \times 10.3 \text{ パーセント}$$

4 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024 年 1 月の検針日から 2024 年 5 月の検針日の前日 までの期間	2024 年 5 月の検針日から 2024 年 6 月の検針日の前日 までの期間
1 キロワット 時につき	1 円 80 銭	0 円 90 銭

5 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1 (1) の各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格、別表（燃料費調整）1 (2) の各平均燃料価格算定期間における燃料費調整単価算定用平均市場価格および別表（燃料費調整）1 (3) によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

この度、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される2024年2月分から2024年5月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を、2024年6月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき0.9円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		2024年 2月分～5月分	2024年 6月分
1キロワット 時につき	高圧で供給を受け る場合	1円80銭	0円90銭